

岩手県告示第182号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和2年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年2月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社田家無線電機商会
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市新中の橋第4地割32番地14
 - ウ 代表者の氏名 伊藤良一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第6422号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年2月25日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年2月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社堀籠工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市川又字赤坂139番地4
 - ウ 代表者の氏名 堀籠吉一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第6698号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年2月19日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年2月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐藤塗装工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上太田上川原322番地1
 - ウ 代表者の氏名 佐藤敬
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第9020号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年2月7日付けで大工工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和2年3月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 高田共立電気
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字西和野152番地1-2
 - ウ 代表者の氏名 伊藤浩伍
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第9478号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年1月21日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項

第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和2年3月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社テス東北

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮二丁目44番10号

ウ 代表者の氏名 田村謙友

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第20119号

(3) 処分の内容 機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年3月2日付けで機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和2年2月12日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社あいすむ

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西見前16地割26番地

ウ 代表者の氏名 吉田進

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第20472号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年2月7日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和2年2月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 花北電気

イ 主たる営業所の所在地 花巻市西大通り二丁目22番10号

ウ 代表者の氏名 伊藤茂希

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第40211号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年2月20日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和2年2月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社クラシコ

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺八日町一丁目8番12号

ウ 代表者の氏名 及川啓隆

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第600115号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年2月13日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。